

令和7年度 市・県民税申告書の書き方

申告書 表

令和7年度 市・県民税申告書

(宛先) 下関市長 令和 年 月 日提出

1月1日現在の住所
住所・氏名・生年月日・電話番号を記入

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

1 収入金額 (収入の記入欄)

2 所得金額 (所得の記入欄)

4 所得から差し引かれる金額 (控除の記入欄)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 (控除内訳を記入)

令和7年度 市・県民税の申告について

この申告書は、あなたの前年中(令和6年1月1日～令和6年12月31日)の収入を申告するものです。
この申告の内容は、市・県民税の計算資料となるだけでなく、所得課税証明書、納税証明書の発行、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の判定資料となる極めて大切なものです。
なお、申告義務(収入・所得があった人)がない方も、他の欄目(市役所の地図)からの指示がある場合は申告が必要です。

申告が必要な人

※注意! ※

左ページの1欄から4欄までに記入した金額が申告額となります。必要項目の記入忘れにご注意ください。

郵送で申告される場合は、記入漏れがあると、控除等が受けられないことがあります。

なお、郵送の際は、申告書表面に記載の書類を同封してください。

7 各申告会場は例年大変混雑します。事前準備及び来場時間の調整等、道案内にご協力をお願いします。
(公民館会場は初日、本庁会場は月曜日、また1日のうちでは午前中が最も混雑します。)

収入がない申告される場合など、申告書をご自身で作成済の場合は、申告会場受付に設置しております投函箱への投函又は郵送での提出により、会場で待つことなく申告することができます。

申告書を郵送で提出する場合は、記入漏れ及び書類の添付漏れにご注意ください。必要な控除等が受けられない場合があります。

申告書の提出期限は、収入の有無にかかわらず、令和7年3月17日(月)です。
期限後に申告書を出した場合は、その内容が当初の課税に反映されないことがあります。

(表面にも記載欄があります。)

申告書 裏

給与の源泉徴収票の添付ができない場合は、この欄に内訳を記入します。

7 事業・不動産所得に関する事項

8 配当所得に関する事項

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項

11 事業専従者に関する事項

12 別居の扶養親族等に関する事項

13 事業に関する事項

14 寄附金に関する事項

15 所得金額調整控除に関する事項

16 ひとり親・寡婦(非課税範囲の認定)に関する事項

17 家屋数等に関する事項

事業所得がある場合に内訳を記入します。

収入の合計を表面の収入欄に、収入の合計から必要経費の合計を差し引いたものを表面の所得欄に転記します。

農業所得がある場合に内訳を記入します。

不動産所得がある場合に内訳を記入します。

減価償却費の計算

1 収入金額

2 必要経費

3 所得金額

4 所得から差し引かれる金額

5 所得金額

6 所得から差し引かれる金額

7 所得金額

8 所得から差し引かれる金額

9 所得金額

10 所得から差し引かれる金額

11 所得金額

12 所得から差し引かれる金額

13 所得金額

14 所得から差し引かれる金額

15 所得金額

16 所得から差し引かれる金額

17 所得金額

18 所得から差し引かれる金額

19 所得金額

20 所得から差し引かれる金額

21 所得金額

22 所得から差し引かれる金額

23 所得金額

24 所得から差し引かれる金額

25 所得金額

26 所得から差し引かれる金額

27 所得金額

28 所得から差し引かれる金額

29 所得金額

30 所得から差し引かれる金額

31 所得金額

32 所得から差し引かれる金額

33 所得金額

34 所得から差し引かれる金額

35 所得金額

36 所得から差し引かれる金額

37 所得金額

38 所得から差し引かれる金額

39 所得金額

40 所得から差し引かれる金額

41 所得金額

42 所得から差し引かれる金額

43 所得金額

44 所得から差し引かれる金額

45 所得金額

46 所得から差し引かれる金額

47 所得金額

48 所得から差し引かれる金額

49 所得金額

50 所得から差し引かれる金額

51 所得金額

52 所得から差し引かれる金額

53 所得金額

54 所得から差し引かれる金額

55 所得金額

56 所得から差し引かれる金額

57 所得金額

58 所得から差し引かれる金額

59 所得金額

60 所得から差し引かれる金額

61 所得金額

62 所得から差し引かれる金額

63 所得金額

64 所得から差し引かれる金額

65 所得金額

66 所得から差し引かれる金額

67 所得金額

68 所得から差し引かれる金額

69 所得金額

70 所得から差し引かれる金額

71 所得金額

72 所得から差し引かれる金額

73 所得金額

74 所得から差し引かれる金額

75 所得金額

76 所得から差し引かれる金額

77 所得金額

78 所得から差し引かれる金額

79 所得金額

80 所得から差し引かれる金額

81 所得金額

82 所得から差し引かれる金額

83 所得金額

84 所得から差し引かれる金額

85 所得金額

86 所得から差し引かれる金額

87 所得金額

88 所得から差し引かれる金額

89 所得金額

90 所得から差し引かれる金額

91 所得金額

92 所得から差し引かれる金額

93 所得金額

94 所得から差し引かれる金額

95 所得金額

96 所得から差し引かれる金額

97 所得金額

98 所得から差し引かれる金額

99 所得金額

100 所得金額

1 収入金額 (収入の記入欄)

該当する所得がある場合は、「1 収入金額」欄に所得の種類毎に合計金額を記入します。
事業所得(営業等・農業)、不動産所得のある方は、営業帳簿等から申告書裏面の所得の内訳書を作成してください。
給与所得と公的年金所得については、源泉徴収票の添付があれば裏面の記入は不要です。

2 所得金額 (所得の記入欄)

「2 所得金額」欄に、収入から必要経費を差し引いた金額を記入します。
給与所得と公的年金所得については、裏面の計算式によって求めた金額を記入します。
雑所得(合計)欄⑩は、公的年金所得⑦と業務に係る所得⑧(ケ欄から業務に係る必要経費を差し引いた金額)及び個人年金等の所得額⑨(ケ欄から掛金等の必要経費を差し引いた金額)の合計金額を記入します。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 (控除内訳を記入)

【社会保険料控除⑬】
社会保険料の種類(国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など)と1年間の支払金額を記入します。

【生命保険料控除⑮・地震保険料控除⑯】(裏面に計算方法の説明有)
種類毎に1年間に支払った掛金の合計額を記入します。ご家族分を負担している場合は合算することができます。

【寡婦⑰・ひとり親⑱・勤労学生⑲・障害者⑳・扶養控除㉑】(裏面に控除金額の説明有)
複数の方が、同一人物を被扶養者として申告することはできませんので、重複しないようご注意ください。
(例) 父母が同じ子を扶養にすることはできません。

【配偶者(特別)控除㉒～㉔】(裏面に控除金額の説明有)
配偶者を扶養する場合に記入します。
配偶者の所得が48万円を超え133万円以下の場合には配偶者の合計所得金額欄に所得の金額を記入してください。

【16歳未満の扶養親族】
扶養控除の対象にはなりません。市・県民税の非課税判定に影響が出る場合があります。
また、障害者控除を受けることはできますので、対象者がある場合は忘れずに記入してください。

【基礎控除㉕】(裏面に控除金額の説明有)
合計所得金額が2,400万円を超えると段階的に減少し、2,500万円を超えると適用されません。

【医療費控除㉖】

1年間に支払った医療費等と保険金などで補てんされる金額^{※1}を記入してください。
※1 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費を限度として差し引きます。
引き切れない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。
「4 所得から差し引かれる金額」には、以下の④または⑤の計算の結果を医療費控除欄㉖に記入してください。
(いずれか一方を選択してください。④は最高200万円 ⑤は最高88,000円)
④を選択した場合は、㉖の区分欄に「1」と記入してください。

④ 支払った医療費 - 保険金などで補てんされる金額 - 所得の合計金額(㉔) × 5% (10万円を超えるときは10万円)
⑤ スイッチOTC医薬品購入費^{※2} - 保険金などで補てんされる金額 - 12,000円

④の申告には医療費控除の明細書^{※3}を、⑤の申告にはセルフメディケーション税制の明細書を添付してください。(領収書は提出不可です。5年間保管が必要です。)また、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合、一定の取組^{※4}を行う必要があります。

※2 スイッチOTC医薬品購入費・・・医師によって処方される医療用医薬品から、薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品の購入費。レシートの商品名にマーク(★等)とともにセルフメディケーション税制対象商品である旨の記載があります。

※3 領収書をもとにご自身で作成した明細書を添付する必要があります。(領収書の提出による控除の申告はできません。)
明細書の様式は問いません。参考の様式を下関市HPにて掲載しております(HPにて「医療費控除の明細書」で検索)。

※4 一定の取組・・・保険者(健康保険組合・市町村国保等)が実施する健康診査(人間ドック、各種健(検)診等)、市町村が健康増進事業として行う健康診査、インフルエンザ等の予防接種、勤務先での定期健康診断、特定健康診査、特定保健指導、市町村が実施するがん検診のうち、いずれかを受けていること(1つで可)。

4 所得から差し引かれる金額 (控除の記入欄)

左側の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に記入した内容から、裏面の計算式によって算出した控除金額を、「4 所得から差し引かれる金額」に記入します。(保険料等の支払証明書など、支払額が確認できる書類の添付が必要です。)

※ 収入がなかったことを申告する場合
申告書表面の左下「収入無」欄に を記入します。

給与収入から給与所得の計算

給与等の収入の合計金額 = (A) _____ 円

給与等の収入の合計金額(A)円	給与所得の金額(円)	給与等の収入の合計金額(A)円	給与所得の金額(円)	
0～ 550,999	0	1,628,000～1,799,999	(A) ÷ 4 =	(B) × 2.4 + 100,000
551,000～1,618,999	(A) - 550,000	1,800,000～3,599,999	_____ , 000円(B)	(B) × 2.8 - 80,000
1,619,000～1,619,999	1,069,000	3,600,000～6,599,999	千円未満の端数を切り捨て	(B) × 3.2 - 440,000
1,620,000～1,621,999	1,070,000	6,600,000～8,499,999	(A) × 0.9 - 1,100,000	
1,622,000～1,623,999	1,072,000	8,500,000～	(A) - 1,950,000	
1,624,000～1,627,999	1,074,000			

公的年金の収入から雑所得の計算

公的年金の収入の合計金額 = (C) _____ 円

区分年齢	公的年金等の収入金額合計(円)(C)	割合(D)	控除額(円)(E)			区分年齢	公的年金等の収入金額合計(円)(C)	割合(D)	控除額(円)(E)		
			公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額(円)						公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額(円)		
			1,000万以下	1,000万超 2,000万以下	2,000万超				1,000万以下	1,000万超 2,000万以下	2,000万超
昭和三十一年二月二日以後に生まれた方	130万以下		600,000	500,000	400,000	昭和三十一年一月一日以前に生まれた方	330万以下		1,100,000	1,000,000	900,000
	130万超～ 410万以下	75%	275,000	175,000	75,000		330万超～ 410万以下	75%	275,000	175,000	75,000
	410万超～ 770万以下	85%	685,000	585,000	485,000		410万超～ 770万以下	85%	685,000	585,000	485,000
	770万超～1,000万以下	95%	1,455,000	1,355,000	1,255,000		770万超～1,000万以下	95%	1,455,000	1,355,000	1,255,000
	1,000万超		1,955,000	1,855,000	1,755,000		1,000万超		1,955,000	1,855,000	1,755,000

公的年金の所得⑦ = (C) × (D) - (E) = (ア) _____ 円 ※1円未満の端数切り捨て

業務及びその他(雑所得)の計算

※ 雑所得(業務)は副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得をいい、

雑所得(その他)は個人年金等の所得をいいます。

業務に係る雑所得⑧(収入 - 必要経費) = (イ) _____ 円

個人年金等に係る雑所得⑨(収入 - 必要経費) = (ウ) _____ 円

雑所得(合計)欄⑩に記入する金額 = (ア) + (イ) + (ウ) _____ 円

所得金額調整控除

給与所得控除、公的年金等控除等の適正化に伴い、所得金額調整控除が創設されました。(令和3年度課税より適用)

①介護・子育て世帯の場合

給与等の収入が850万円を超え、下記の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合は給与所得の金額から、次の算式により計算した金額を控除

【算式】(給与等の収入金額(上限1,000万円) - 850万円) × 10%

(a)特別障害者 (b)23歳未満の扶養親族を有する場合 (c)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有するもの

②給与収入と公的年金等の収入の双方がある場合

給与収入と公的年金等の収入が双方あり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合は給与所得の金額から、次の算式で計算した金額を控除

【算式】給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円

①、②の両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額を控除する。

<計算例>

昭和35年1月1日以前生まれで、受け取っている給与等の収入の合計金額が200万円及び公的年金の収入の合計金額が180万円である場合

・給与所得 = 2,000,000円 ÷ 4(千円未満の端数切り捨て) × 2.8 - 80,000 = 1,320,000円

・公的年金の所得 = 1,800,000円 - 1,100,000円 = 700,000円

【所得金額調整控除の計算】

100,000円(給与所得が1,320,000円のため上限額の10万) + 100,000円(公的年金の所得が700,000円のため上限額の10万) - 100,000円

= 100,000円(所得金額調整控除)

所得金額調整控除を給与所得から控除します。

1,320,000円(給与所得) - 100,000円(所得金額調整控除) = 1,220,000円 → 給与所得欄⑥に記入してください。

公的年金の所得は700,000円を雑所得(公的年金等)欄⑦に記入してください。

生命保険料控除

一般の生命保険料	新生命保険	合計 A	円	Aの金額を計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	(最高28,000円) ①	円
	旧生命保険	合計 B	円	Bの金額を計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	(最高35,000円) ②	円
	計(①+②)	③	(最高28,000円) 円	②と③いずれか大きい金額	イ	円

計算式Ⅰ(新生命保険・新個人年金・介護医療)	
A,C,Dの金額	控除額の計算式
～12,000円	A,C,Dの全額
12,001円～32,000円	A,C,D × 1/2 + 6,000円
32,001円～56,000円	A,C,D × 1/4 + 14,000円
56,001円～	28,000円

介護医療保険料	合計 C	円	Cの金額を計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	ロ	(最高28,000円) 円
計算式Ⅱ(旧生命保険・旧個人年金)		B,Eの金額		控除額の計算式	
～15,000円		B,Eの全額			
15,001円～40,000円		B,E × 1/2 + 7,500円			
40,001円～70,000円		B,E × 1/4 + 17,500円			
70,001円～		35,000円			

個人年金保険料	新個人年金	合計 D	円	Dの金額を計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	(最高28,000円) ④	円
	旧個人年金	合計 E	円	Eの金額を計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	(最高35,000円) ⑤	円
	計(④+⑤)	⑥	(最高28,000円) 円	⑤と⑥いずれか大きい金額	ハ	円

生命保険料控除額		(最高70,000円)
計(イ+ロ+ハ)		円

地震保険料控除

地震保険料の金額	合計 ①	円	① × 1/2	ニ	(最高25,000円) 円
	旧長期損害保険料の金額 ②	円	②の金額を計算式Ⅲに当てはめて計算した金額	ホ	(最高10,000円) 円

計算式Ⅲ(旧長期損害保険)	
③の金額	控除額の計算式
～5,000円	③の全額
5,001円～15,000円	③ × 1/2 + 2,500円
15,001円～	10,000円

地震保険料控除額		(最高25,000円)
計(二十ホ)		円

※ひとつの損害保険契約等が、地震保険料・旧長期損害保険料のいずれにも

該当する場合には、いずれか一方の契約のみに該当するものとして計算します。

寡婦・ひとり親・勤労学生・障害者・扶養控除・基礎控除

配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者控除	配偶者の条件	本人の所得(円)		
		900万以下	900万超 950万以下	950万超 1,000万以下
老人控除対象配偶者(70歳以上)	38万	26万	13万	
上記以外の方	33万	22万	11万	

配偶者特別控除	配偶者の合計所得(円)		控除額(円)		
	48万超～100万以下	33万	22万	11万	
	100万超～105万以下	31万	21万		
	105万超～110万以下	26万	18万	9万	
	110万超～115万以下	21万	14万	7万	
	115万超～120万以下	16万	11万	6万	
	120万超～125万以下	11万	8万	4万	
	125万超～130万以下	6万	4万	2万	
130万超～133万以下	3万	2万	1万		
133万超			0		

インターネットを利用して申告書を作成できます。

下関市HPの住民税額シミュレーションをご利用ください。

※下関市HP⇒検索⇒『住民税額シミュレーション』と入力⇒『市・県民税(個人住民税)の試算と申告書の作成ができます。』を選択⇒『市・県民税(個人住民税)の試算・申告書の作成コーナー』のリンクを選択

控除の種類		控除額	
寡婦控除(生計を同じとする子を有さない寡婦)		260,000円	
ひとり親控除		300,000円	
勤労学生控除		260,000円	
障害者控除	普通	260,000円	
	特別	300,000円	
	同居特別	530,000円	
扶養控除	特定	450,000円	
	老人	同居老親等 ※2	450,000円
		同居老親等以外	380,000円
一般(年少、特定、老人以外) ※3		330,000円	
合計所得金額		控除額	
基礎控除	2,400万円以下		430,000円
	2,400万円超	～ 2,450万円以下	290,000円
	2,450万円超	～ 2,500万円以下	150,000円
	2,500万円超		適用なし

※1「同一生計配偶者」として扶養の人数には含まれます。(非課税限度額の計算や障害者控除の対象となります)

※2 同居老親等とは、老人扶養親族が納税義務者又はその配偶者と同居しており、そのいずれかの直系尊属である場合をいいます。

※3 年少とは、平成21年1月2日以後に生まれた方
特定とは、平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた方
老人とは、昭和30年1月1日以前に生まれた方をいいます。申告書を郵送で提出する場合は、下記までお送りください。
〒750-8521 下関市南部町1番1号 下関市役所 市民税課 電話番号:083-231-1916